

改正

昭和48年11月27日条例第26号

昭和58年1月6日条例第4号

昭和59年9月28日条例第25号

昭和60年3月20日条例第7号

平成13年3月19日条例第4号

平成14年3月18日条例第18号

平成14年6月20日条例第26号

平成20年3月21日条例第6号

平成26年3月31日条例第13号

那智勝浦町老人医療費支給条例

那智勝浦町老人医療費支給条例（昭和45年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、老人に対し医療費を支給することにより老人の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「老人」とは、本町に住所を有する67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者をいう。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定の適用を受ける者を除く。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）削除
- （4）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （5）削除
- （6）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （7）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、老人で医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者とし、規則の定めるところによる。

（医療費の範囲）

第4条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち対象者が負担する額から、医療保険各法の規定による70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。

（支給方法）

第5条 この条例に基づく医療費の支給は、対象者等の請求に基づき行う。

2 前項の規定にかかわらず町長は、医療費として対象者等が医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該対象者に対し医療費の支給があったものとみなす。

（受給資格の認定）

第6条 対象者は、老人医療費受給資格について第2条第1項及び第3条の要件に該当していることについて町長の認定を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第7条 町長は、前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則で定めるところにより受給資格者であることを示す受給者証を交付するものとする。

2 受給資格者は、医療機関等において療養を受ける際に当該受給者証を提示しなければならない。

（届出）

第8条 受給資格者として認定された者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等について変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第9条 町長は偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、老人医療費を支給した場合において、その支給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部

を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

附 則 (昭和48年11月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和58年1月6日条例第4号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月20日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年6月20日条例第26号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第13号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。